

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十四号

昭和二十四年十二月鳥取縣規則第一百四十四号鳥取縣廣告物審議會規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣廣告物審議會規程中改正規則

第二條第一項第四号「大阪鐵道局米子管理部長」を米子鐵道管理局長」に改める。

告示

◇鳥取縣告示第四百八十号

土地改良法に基き市町村農地委員会が行う土地改良關係

昭和二十五年九月二十六日 火曜日
第二千四百十六号

本書ノ大キサト幅定規格A五判

(農地等の交換分合)施設に要する市町村の経費の補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地改良關係(農地等の交換分合)施設補助金交付規程

第一條 昭和二十五年五月農林省告示第一五四号土地改良關係施設補助金交付規程に基き市町村農地委員会が行う土地改良關係(農地等の交換分合)施設に要する市町村の経費に対し補助金を交付するときはこの規程による。

第二條 前條に規定する経費の範囲は土地改良法に基き農地等交換分合の計画樹立に要する経費とみなす。

第三條 この規程による補助金の交付を受けようとする

市町村は申請書に左に掲げる書類を添え正副二通を知事に提出しなければならない。

- 一、事業計画書(第一号様式)
- 二、收支予算書(第二号様式)
- 三、その他知事の必要と認める書類

第四條 市町村が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならぬ。

知事は前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは同項の届出事項について変更を指示することができる。

第五條 第二條の補助金の交付を受けた市町村は翌年の五月末日までに事業成績書(様式第一号)及び收支決算書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた市町村が左の各号に該当するときは知事は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。

一、補助金交付の條件に違反したとき

二、支出額が予算額に比し著しく減少したとき

附 則

この規程は公布の日から施行する。

この規程によつて市町村が知事に提書する書類は所轄地方事務所を経由しなければならない。

第一号様式

事業計画書 (又は事業成績書)

区分	摘	要
農地交換 分合施設	事業概要	
	予定面積及び筆数(又は面積及び筆数)	
	委員会数及び地区数	
	旅費 単價 一回 円 所要額	
	事務費 所要額	
	計	
	右の % 縣費補助金	
		円 円 円 円

第二号様式

收支予算書 (又は收支決算書)

収入の部

区分	予算額 又は決 算額	前年度予算額 又は予算額	差引 増△減	備考
縣費補助金	円	円	円	
市町村費	円	円	円	
計				

支出の部

区分	予算額 又は決 算額	前年度予算額 又は予算額	差引 増△減	備考
農地等の交 換分合	円	円	円	
計画樹立費				
旅費				
事務費				
何々				
計				

鳥取縣告示第四百八十五号

昭和二十五年鳥取縣木材検査手数料納付手続規則第四條により証箋元売捌人を次のように指定した。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市東町一三番地 村岡時夫

鳥取縣告示第四百八十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡勝谷村大字今市四五一

現住所 鳥取市松並町七

昭和二十五年九月八日第一、五一四号

土 橋 増 江

本籍地 鳥取市元魚町四丁目三二番地

現住所 同 行徳九 松岡医院内

大正八年十月七日生

00325

昭和二十五年九月八日第一、五一五号
山 田 美 代 子
昭和三年一月十六日生
本籍地 鳥取市藪片原町五二
現住所 同本籍

昭和二十五年九月八日第一、五一六号
前 田 節 子
昭和二年二月八日生

◇鳥取縣告示第四百八十七号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡境町朝日町一一〇番地
前住所 東伯郡倉吉町米田二〇八番地
現本籍地及び現住所 同旭村大字牧村四一六番地
昭和二十五年三月二十日離婚により前姓「眞木」を「宮本」に並びに本籍地変更により昭和二十五年八月三十日名簿訂正方願い出により同年九月八日訂正

宮 本 益 子
大正十一年六月二十五日生
前住所 米子市角盤町一丁目一二七番地 中島助産所内
現住所 日野郡日野上村大字矢戸
日野上村国民健康保険直営診療所

昭和二十五年八月七日住所変更により同年八月二十三日名簿訂正方願い出により同年九月八日訂正

宮 本 菊 枝
大正七年十月二日生

◇鳥取縣告示第四百八十八号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 東京都新宿区下落合三丁目一、三九三番地
住所 鳥取市西町一一二番地 鳥取助産所内
昭和二十五年九月八日大阪府へ転出により同年同月同日名簿取消方願い出たので昭和二十五年九月八日取消
山 田 綾 子
明治四十年七月一日生

昭和二十五年九月二十六日印刷
昭和二十五年九月二十六日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五號 第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町